

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧

(水産業振興課)

一

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

一

○港湾計画の変更の概要

(港湾課)

一

○土地改良区の定款変更の認可

(大河原地方振興事務所)

二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(北部地方振興事務所)

二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(森林整備課)

三

労働委員会

○宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示

三

告 示

○宮城県告示第二百六十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和六年四月十六日から令和六年四月三十日まで縦覧に供する。

令和六年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項

ページ

○宮城県告示第二百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林子定森林の所在場所

黒川郡大郷町石原字檀越一六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字檀越一六(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第二百六十八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定により、仙台塩釜港港湾計画の

| 発起人の住所及び氏名 | 加入区 | 漁船損害等補償法第百十三条 組名の申出をする漁業協同 組合の名称 | 縦覧場所 |
|--|------------|--|-----------------------|
| 本吉郡南三陸町歌津字港八 十五番地一 阿部 泰嗣 本吉郡南三陸町歌津字中山 二十番地三 三浦 達也 | 歌津町加入 区 | 宮城県漁業協同組合歌津支所 | 本吉郡南三陸町歌津 字伊里前百一十九 |

変更の概要を次のとおり告示する。

令和六年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 港湾計画の変更の概要
- 危険物取扱施設計画
- 変更する施設

| 港区名 | 地区名 | 変更計画 | | | 既定計画 | | |
|-----|-----|---------------------|--------------|------|---------------------|--------------|------|
| | | 種別 (ドルフィン 専用) | 水深 (メートル) | バース数 | 種別 (ドルフィン 専用) | 水深 (メートル) | バース数 |
| 塩釜 | 一本松 | 七・五 | 一 | 六・五 | 一 | | |

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

宮城県土木部港湾課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号)

宮城県仙台塩釜港湾事務所(仙台市宮城野区港三丁目一番三号)

○宮城県告示第二百六十九号

黒沢尻用水路土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和六年四月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年四月十六日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 田 村 賢 治

○宮城県告示第二百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、色麻土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和六年四月十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 稲 村 伸

一 就任した者

就任年月日

氏名

住 所

役職名

| | | | |
|----------|------|-------------------|----|
| 令和六年四月一日 | 早坂勝一 | 加美郡色麻町四竈字西原五十七番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 橋本久 | 加美郡色麻町小栗山字五輪六番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 田中利充 | 加美郡色麻町清水字田中北八番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 今野隆志 | 加美郡色麻町王城寺字渡戸南十二番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 渡邊市男 | 加美郡色麻町高根字前田三番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 浦山利定 | 加美郡色麻町大字下新町北五番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 菅原藤男 | 加美郡色麻町黒沢字合柄橋五十九番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 田中 壽 | 加美郡色麻町一の関字片平前十九番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 早坂康雄 | 加美郡色麻町高城字宮三番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 松倉善彦 | 加美郡色麻町志津字川前二十六番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 堀籠慶浩 | 加美郡色麻町四竈字向町四十二番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 渡邊正武 | 加美郡色麻町四竈字新田町七番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 齋藤一夫 | 加美郡色麻町大字永嶋南十四番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 福田重信 | 加美郡色麻町黒沢字天神堂十三番地 | 理事 |
| 令和六年四月一日 | 佐藤宗一 | 加美郡色麻町四竈字町九十五番地 | 理事 |

二 退任した者

退任年月日

氏名

住 所

役職名

| | | | |
|------------|------|------------------|----|
| 令和六年三月三十一日 | 早坂勝一 | 加美郡色麻町四竈字西原五十七番地 | 理事 |
| 令和六年三月三十一日 | 田中利充 | 加美郡色麻町清水字田中北八番地 | 理事 |

| | | | |
|------------|---------|---------------------|----|
| 令和六年三月三十一日 | 菅原 藤 男 | 加美郡色麻町黒沢字合柄橋五十九番地 | 理事 |
| 令和六年三月三十一日 | 田 中 壽 | 加美郡色麻町一の関字片平前十九番地 | 理事 |
| 令和六年三月三十一日 | 今野 隆 志 | 加美郡色麻町王城寺字渡戸南十二番地二 | 理事 |
| 令和六年三月三十一日 | 松 田 主 税 | 加美郡色麻町志津字鷹巣屋敷岸百五十番地 | 理事 |
| 令和六年三月三十一日 | 早坂 康 雄 | 加美郡色麻町高城字宮三番地 | 理事 |
| 令和六年三月三十一日 | 山 田 康 雄 | 加美郡色麻町平沢字新早坂六十二番地 | 理事 |
| 令和六年三月三十一日 | 虎 岩 英 生 | 加美郡色麻町大字下新町北一番地 | 理事 |
| 令和六年三月三十一日 | 渡 邊 市 男 | 加美郡色麻町高根字前田三番地 | 理事 |
| 令和六年三月三十一日 | 堀 籠 慶 浩 | 加美郡色麻町四竈字向町四十二番地 | 理事 |
| 令和六年三月三十一日 | 渡 邊 正 武 | 加美郡色麻町四竈字新田町七番地二 | 理事 |
| 令和六年三月三十一日 | 畑 中 長 悦 | 加美郡色麻町黒沢字石神北六番地二 | 理事 |
| 令和六年三月三十一日 | 齋 藤 一 夫 | 加美郡色麻町大字水嶋南十四番地 | 理事 |

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和六年度県有林管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和六年三月二十六日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人宮城県林業公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号
- 五 契約金額 七千三百七十万円

- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

労働委員会

○宮城県労働委員会告示第二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和六年四月十六日

宮城県労働委員会
会長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

（令和6年4月1日現在）

| 氏 名 | 現 職 | 主 要 経 歴 | 委嘱年月日 |
|---------|--|-------------------|----------|
| 水 野 紀 子 | 宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授 | 東北大学大学院法学研究科 長 | 令6. 4. 1 |
| 岡 崎 貞 悦 | 宮城県労働委員会委員 弁護士 | 弁護士 | 令6. 4. 1 |
| 豊 田 耕 史 | 宮城県労働委員会委員 弁護士 | 弁護士 | 令6. 4. 1 |
| 佐々木 く み | 宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教授 | | 令6. 4. 1 |
| 葛 さやか | 宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授 | | 令6. 4. 1 |
| 加 藤 仁 | 宮城県労働委員会委員 JAセブン宮城県支部支部長 | JAセブン山口県支部支 部長 | 令6. 4. 1 |
| 佐 竹 一 則 | 宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連 合会事務局長 | | 令6. 4. 1 |
| 北 館 和 彦 | 宮城県労働委員会委員 自治労宮城県本部中央副執行委 員長 | | 令6. 4. 1 |
| 佐 藤 友 彦 | 宮城県労働委員会委員 宮城県民主医療機関労働組合書記 | | 令6. 4. 1 |

| | | | |
|-------|--|----------------------------|--------|
| | 長 | | |
| 鈴木謙一 | 宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部 委員長 | | 令6.4.1 |
| 大内栄治 | 宮城県労働委員会委員 | 株式会社七十七銀行取締役 | 令6.4.1 |
| 伊藤光芳 | 宮城県労働委員会委員 | 株式会社山製作所執行役 員管理本部長 | 令6.4.1 |
| 成田努 | 宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会 専務理事 | 東北電力株式会社ビジネス ササニ下本部人財部長 | 令6.4.1 |
| 小野木克之 | 宮城県労働委員会委員 | 株式会社河北新報社専務取 締役 | 令6.4.1 |
| 清野敦 | 宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ビジネス ササニ下本部人財部長 | | 令6.4.1 |
| 諸星久美子 | 宮城県労働委員会事務局長 | | 令6.4.1 |
| 笹森博樹 | 宮城県労働委員会事務局 兼審査調整課長 副事務局長 | | 令6.4.1 |